

感染の疑い

① 本人又は同居の家族等に感染が疑われる症状(※1)がある場合

【対応】出席停止 **感染が疑われる症状がある方は、必ず医療機関で受診する。**
コロナ感染症が蔓延していない場合(※2)は、本人のみの出席停止とするが、
家族に感染が疑われる症状が続いている場合は、学校へ連絡する。
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。
※1 「感染が疑われる症状」とは、発熱、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。
※2 専門家あるいは専門機関と協議して判断する。

② 本人が感染者と接触の可能性がある場合

【対応】出席停止ア(風邪症状がない場合は、特定されないと明確になる日まで)
イ(風邪症状はあったが、PCR検査を受けて結果が陰性だった場合又は、医師の
指示等に従いPCR検査を受けなかった場合は、**原則として、薬剤を服用して
いない状態で、解熱日及び風邪症状消失日を0日として3日間が経過**)
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

③ 本人が保健所から濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止。(感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間)
保健所の健康観察を受け、毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

④ 同居の家族等が保健所から濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止。ア(本人がPCR検査対象外の場合は、同居家族の陰性が確認されるまでの間)
イ(同居家族がPCR検査で陽性、本人は陰性の場合は、感染者と最後に濃厚接
触した日の翌日から起算して2週間)
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

以下のいずれかの症状があるときは、か
かりつけ医へ、かかりつけ医がない場合
は、「静岡県発熱等受診センター」へ連
絡する。
➢ 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が
続いている
➢ 強いだるさ(倦怠感)
➢ 息苦しさ(呼吸困難)
➢ 高熱等の強い症状

「静岡県発熱等受診相談センター」
電話 050-5371-0561、050-5371-0562
平日 8時30分から17時15分
上記以外の時間(土曜日・日曜日・祝
日を含む)は050-5371-0561へ

発熱の症状がない方の一般相談は以下を
ご利用ください。
厚生労働省の新型コロナウイルス感染症
に関する相談窓口
フリーダイヤル、9時~21時
電話：0120-565653

静岡県庁の専用相談ダイヤル
平日 8時30分~17時15分
電話：054-221-8560

